

仕 様 書

1. 委託業務名

令和4年度生活文化振興等推進事業 企画・運営業務

2. 事業の趣旨

生活文化及び国民娯楽（以下「生活文化等」という。）は、我が国の歴史と伝統に基盤を置く重要な分野であるが、近年、経済・社会的情勢の変化による従事人口の減少等が生じているところである。

本事業は、10代～40代を中心に従来あまり生活文化等に接する機会がなかった層に対し、生活文化等の本質的な魅力に触れ、生活文化等を自らの暮らしに取り入れやすくなるような新たな切り口や手法による取組を実施し、機会を提供することで、より多くの人が継続的に生活文化等に親しむことができる環境づくりにつなげることを目的とする。

※文化芸術基本法（抜粋）

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

※平成29年度生活文化等実態把握調査事業報告書の年代別集計結果（16頁）では、生活文化等の経験について、「経験したことがあるものはない」と回答した年代は10代が最も多く、以下、20代、30代、40代の順となる。

3. 委託業務の概要

本委託業務は、従来、生活文化に触れたことのなかった若い層が生活文化等に触れるための事業を実施することで、生活文化等に従事する者が、生活文化の担い手の減少等の課題解決を実地で取り組むものである。

具体的には、生活文化を取り巻く課題を解決するための、新たなスタイルによる体験機会創出事業を企画・運営する。また、翌年度以降の自走化モデルを検証することで、同趣旨の取組を自走化し持続的に実施する方法を検討する。

4. 委託業務の範囲

受託者は、本委託業務に係る下記の業務を行うものとする。

（1）本事業の実施に係る業務

(2) 本事業の周知等に係る業務

(3) 本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

5. 業務内容の詳細

以下、(1)～(3)の業務を実施すること。なお、実施に当たってはその企画段階から生活文化等の従事者が関わっていくことが望ましい。

(1) 本事業の実施に係る業務

① 本事業の実施に係る企画立案

令和4年度中（令和5年3月31日まで）に実施可能で、以下の内容を踏まえた取組を企画すること。なお、「3. 委託業務の概要」にある「新たなスタイル」とは、体験内容、指導内容、広報、これまでにない異業種との協力体制の構築、参加者の属性の設定、会場、時間帯等に新規性や工夫があること等をいう。

ア テーマとする生活文化を一つ定め、企画提案を作成すること。

イ 生活文化等を取り巻く現状の課題に対し有効な施策となり得ると考える体験事業を行うこと。また、その効果検証を行うこと。なお、体験事業の参加者（以下「参加者」という。）が本事業に参加する費用（参加費）は有料・無料を問わない。（本事業の委託費をもって、モデル案の参加費を減免または免除することは必要。）いずれの場合でも、翌年度以降、同事業を自走化するためのモデル構築を図ること。そのため、企画提案には自走化へ向けたモデル案を記すこと。

ウ 対象となる参加者は10～40代を中心とした生活文化に触れたことがない人とする。

エ 参加者は、複数回以上、1回につき1～2時間程度、同じ生活文化を継続的に体験する内容とすること。

オ 本事業を実施する会場はなるべく交通の利便性の高い場所とし、企画提案にその場所を明記すること。

カ 本事業で生活文化の指導者等への謝礼が発生する場合、その謝金は別紙の「令和4年度生活文化振興等推進事業謝金単価表」に準ずること。また、経費計上に当たっては、同表に記載の内容に準ずること。

キ 本事業のために購入する生活文化に用いる物品は消耗品に限ること。後日用いることができる道具等の備品購入は認めない。（レンタルは可。）

ク 本事業は実地での参加を前提とすること。また、コロナ対策には万全を期すこと。なお感染拡大防止策を最大限講ずることとなった場合は、中止ではなく一部をリモート開催する等の工夫を講じること。

ケ 本事業で対象とする生活文化は、文化芸術基本法第12条に例示された「茶道」「華道」「書道」等とするが、食文化は本事業の中心テーマから除く。

- コ 参加者から収入を得る場合、収入の見込みを企画提案書の「様式3（II）委託業務経費」に計上し、実際に得た収入は本事業の収入として計上すること。

② 本事業の運営

①の実施に必要な本委託業務の運営に係る体制を整備すること。（スケジュール・経費の管理及び事業の実施記録作成、報告等の業務を含む。）

イベント等を行う場合、当日の運営（事前の会場設営及び事後の撤去等を含む。）については、事前に連絡体制、対応に係る必要な準備を行うこと。来場者対応等必要な人員を配置すること。

本事業の概観、会場風景等について写真や動画などで記録すること。なお、文化庁から画像等の提供依頼を受けた際は、協力すること。

また、本事業に対する問合せ窓口を設けること。

③ 効果検証

①の実施に当たり事前に設定した生活文化等を取り巻く課題に対して、本事業の取組が効果的であったかを、参加者へのアンケート調査、実演や講演等で事業に参加した生活文化等の従事者へのヒアリング調査等により、検証すること。（オンライン上で実施した場合も同様とする。）

同じく、計画時の自走化モデルの有効性も検証すること。

（2）本事業の周知等に係る業務

本事業を広く周知するための広報・宣伝活動を実施すること。「生活文化に触れたことのない層」に周知する工夫についても考慮し、それを企画提案に記載すること。

なお、作成した広報物、掲載記事は随時、文化庁に提出すること。

（3）本事業の成果報告、その他、必要とされる業務

事業完了後は、本事業の企画内容や（1）②で作成した実施状況等の記録及び（1）③で実施した効果検証で得られたデータや分析をまとめ、委託業務成果報告書として、紙媒体及び電子データで文化庁へ提出すること。

また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記のとおりとする。

○提出部数 10部

○提出先 本事業担当者の勤務地

6. 業務期間

業務の実施期間は、契約を締結した日から契約期間満了日までとする。

7. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行に当たっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施に当たり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払に当たっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。

※参考資料

『生活文化等実態把握調査事業報告書（平成 29 年度）』

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunkato_jitai/index.html

『生活文化調査研究事業報告書（平成 30 年度）』・『生活文化調査研究事業報告書（令和元年度）』・『生活文化調査研究事業報告書（書道）（令和 2 年度）』『生活文化調査研究事業報告書（茶道）（令和 2 年度）』『生活文化調査研究事業報告書（華道）（令和 2 年度）』

http://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/seikatsubunka_chosa/index.html